

第 3 9 回議会運営委員会記録

令和 2 年 9 月 1 日

【開催日】 令和2年9月1日（火）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前8時45分～午前9時18分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
議員	杉本保喜		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介		

【付議事項】

- 1 緊急質問の件について
- 2 その他

午前8時45分 開会

笹木慶之委員長 それでは、第39回の議会運営委員会を開催します。本日につきましては付議事項として緊急質問の件についてということでありますが、これに関連して緊急質問の通告者であります杉本議員に出席を求めています。資料1を御覧ください。内容について私が読み上げることは省略しますが、それぞれお手元の資料に基づいて御意見を頂きたいと思っております。それで杉本委員に聞きたいことがあるならば委員外議員と

いう形で出席を求めていますので、着席をお願いしたいというふうに
思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（杉本保喜議員 着席）

笹木慶之委員 どなたかありませんか。通告内容のとおりでよろしいですか。
特にありませんか。

河野朋子委員 確認ですけど、今回、緊急質問ということで出されております
が、今回の9月定例会においては、一般質問について自粛するというこ
とにしておりましたが、やむを得ない事情により質問が必要な方は、そ
れを拒むことはないと議運で協議したわけです。そういったことから考
えると、一般質問は今回4名通告されておりますが、一般質問の中でこ
の件を質問するということについて、どのようなお考えなのかを確認し
ます。

杉本保喜議員 議会運営委員会の中で自粛が決まりまして、うちの会派でも一
般質問は自粛しようということで決まっております。しかし、今回のコ
ロナウイルス感染の当市での状況を見たときに、市長部局、特に藤田市
長はどのようなお考えを持っておるかということを改めてお尋ねしたい
という強い思いがありまして、緊急質問することを考えました。

河野朋子委員 今の強い思いで質問されるということは分かったんですけども、
そうは言っても一般質問は中止とか禁止とか絶対してはいけないという
取決めをしたのであれば、緊急質問という手段を取られたのは理解でき
ますが、そうは言っても4名の方が一般質問の通告をされております。
今回、一般質問という選択をされなかったのは、会派でも一般質問をや
めようと思ったからと言われましたが、そういうことでよろしいですか。

杉本保喜議員 議会運営委員会での合意の結果は、重く受け止めなければいけ

ないと個人的には思っております。そういう中において、改めて一般質問するっていうこと自体は、議会運営委員会の流れというものにそぐわないという思いもありました。

長谷川知司副委員長 杉本議員、そこはちょっと誤解があるように思います。確かに議会運営委員会では自粛ということを申しましたが、先ほども言いますように不要不急な質問以外はされていいですよということで皆さん理解して、それを会派に持ち帰って説明されているはずなんです。だから、議会運営委員会では自粛だから一般質問でするのはまずいということとはちょっとそぐわないかなと思います。そこは勘違いだと思います。ただこの度のことで先ほど言われましたように、市長に対してどのように対応するのか、強い考えを聞きたいと言われましたので、それについてはこの緊急質問で聞かれるのはやぶさかじゃないと思いますので、そういうことで進めていただくのには賛成です。

笹木慶之委員長 聞かれたことだけ答えてください。

河野朋子委員 賛成とかどうかっていうことじゃなくて、そもそもここで確認したかったのが、今回、一切一般質問はしませんという決定をここでしたのであれば、そういう選択を取られたことも理解できるんですが、そうは言っても、繰り返すようですが絶対禁止とはしていません。どうしても必要な場合は一般質問できると決めたにもかかわらず、そういう選択をしたということが、先ほど言われたように会派でも一般質問をやめようというふうなことで、そういう制約があったから、これを選んだって言われたので、そこがちょっと。内容がどうこうじゃなくて、プロセスと議運の決定事項についての理解が十分できていないんじゃないかということを確認したかっただけです。内容は除外していますが、その辺をちょっと確認したかったんですが、議運では選択肢があるということも含めて会派でそういう報告があった上で、会派で決定という形を取られたのか、もう一般質問ができないから緊急質問をっていうふうに思わ

れたのか、その辺りを確認したいということで、質問しました。

奥良秀委員 当会派には杉本議員も所属されておりますが、会派の中できちんと話し合いをして、中止、そういったものは一切考えにはなく、あくまで自粛要請ということで決めておりますので、今、杉本議員からそういう言葉足らずのところがあったかもしれませんが、当会派では中止若しくは発言を止めるというようなことは一切しておりません。これは間違いありませんのでよろしくお願いします。

笹木慶之委員長 論点が変わってきましたが、皆さん御存じと思いますが一般質問と緊急質問は全然性格的に違うものですから、その辺のところは御理解いただいた上での発言をお願いします。ほかにございませんか。「なし」と呼ぶ者あり）それでは、一応この件についてはそのように取り計らいをさせていただきます。議事日程の中に入れるということですね。

中村議会事務局議事係長 議運の中では、議事日程に入れるっていうところまでは全会一致で認めたという結論でよろしいですか。その確認をさせていただきます。そこからです。

笹木慶之委員長 皆さんの意見がないということは、議事日程案の中に入れてよろしいと理解します。

中村議会事務局議事係長 そうなると、日程としては緊急ということですから当然、想定は本日ということに皆さんになろうかなと思いますので、前回の議運の中で議事日程案をお示した本日の流れでいくと、会期の決定、諸般の報告、報告1件の報告と質疑、議案21件の一括上程から委員会付託まで、今日の議事の流れはこのようになっておりますので、このどちらに入れるかっていうところ、まず御議論いただけたらと思います。

笹木慶之委員長 今の件は皆さんお分かりですか。よろしいですか。もう一度

きちつと言われんと分かりにくかったかもしれんよ。

中村議会事務局議事係長 もう一度お伝えします。本日の議事日程は前回の議会運営委員会でもう決定しておりますが、会期の決定、諸般の報告、報告1件の報告及び質疑、議案21件を一括上程から委員会付託まで。これが既に決まっている議事の流れです。緊急質問の件を議事日程のどこに入れるかを決めていただかないと議事日程に入れられないと…

笹木慶之委員長 どこにっていうことね。（「そうです」と呼ぶ者あり）

高松秀樹委員 どこに入れるかっていうことなんですけど、事務局の見解があれば教えてほしい。

中村議会事務局議事係長 質問の性質上、緊急性があるということであれば、会期の決定の後がよろしいのではないかと思います。つまり、会期の決定の後、諸般の報告の前です。

笹木慶之委員長 もう一度確認しますが、会期の決定を行って後に緊急質問の件についてを議題とする。そしてそれが終わった後に、諸般の報告、報告1件という流れですね。ということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

中村議会事務局議事係長 では、今議事日程に組み込むことが決まりましたので、こちらについては委員長から後、全員協議会において議運決定事項の報告の中でおっしゃっていただきたいと思います。日程にはすぐ入れておきます。それと、まだ緊急質問の件で決めておかないといけないことがあって、質問時間をどのようにされるか。杉本議員が質問の形式をどのようにされているか。一般質問の場合は分割質問と一問一答と分かれているんですけども、その辺りは杉本議員の意思を確認された方がよろしいかなと思います。それと議事に入って本会議で議

長が諮るようになります。同意が得られましたら質問者席に移動するようになりますが、その前に杉本議員から議場での概要の説明が要るのではないかなと思いますので、同意を諮る前に杉本議員が自席からまず緊急質問の概要を説明していただいて、本会議で議長から諮っていただいて、同意が得られましたら質問者席に移動するという流れかなと思っております。流れは以上です。

笹木慶之委員長 一つ一つ処理しなくちゃいけません、順番からすると、まず杉本議員が緊急質問をする内容について、まず説明をするということですね。事務局、確認ですけど。確認しよるんだからイエスカノーか言ってもらわんといけんわね。まず議長から緊急質問の件が取り上げられれば、杉本議員からまず概略説明をします。

中村議会事務局議事係長 はい、そのとおりです。

笹木慶之委員長 それが終わって、議長のほうで、この問題についての可否を取ってもらうということですね。

中村議会事務局議事係長 はい、そのとおりです。

笹木慶之委員長 それが可となれば、緊急質問に入るということですね。

中村議会事務局議事係長 はい、そうなります。

笹木慶之委員長 そしてその緊急質問の方法ですが、いわゆる一括方式か分割方式かということなんですが、そこは杉本さんの方法論ですけど、この内容見てみると関連性があるものとは思いますが、あなたの御意思が分かりませんがどうされますか。

杉本保喜議員 1番から3番まで要旨として分けておるんですけども、これ

を一括質問として回答を頂くという形を望みます。

笹木慶之委員長　ということで、一括方式で質問して回答を頂くという方法です。時間の問題です。細かい取決めがないわけですから、おおよそここで決めておかないといけません、いかがお考えでしょうか。

高松秀樹委員　改選後は緊急質問を行っておらんですが、改選前で緊急質問を行った場合、そのときも時間設定はしていなかったんですが、緊急を要する案件ということで、そんなに長い時間を質問者は取らなかったという記憶がありますので、時間を決定する必要があるのであれば、一般質問は70分ありますので、例えばそれを基にして半分の35分を限度にするとか、そういう決め方でしかないのかなと。つまり緊急質問のルールをきちんと決めてないので、ここでちょっと暫定的に決めざるを得ない。となると、私は半分の35分が適当かなっていう気はします。

笹木慶之委員長　そのような意見がございました。もちろん緊急質問という性格上、やはり緊急性を要するというで非常にピンポイント、かいつまんで質問して、それに対して答えるということが本旨なわけですから、そんなに時間は長くということにはならんのかなと思います、状況が分かりませんのでおおよその時間を決めておかなくちゃならんというところになるわけですね。高松委員から約35分、一般質問の半分というひとつの目安が出ましたが、皆さんいかがでしょうか。

伊場勇委員　ある程度の時間の決定が必要かどうかというところなんですけど、緊急質問ということで、そこまでボリューム的に多くないように思いますし、今からルールを決めていかなきゃいけないので、今回は取りあえず議長の議事整理権に基づき議長一任にして、ある程度の時間で判断していただけたらどうなのかなと思ってます。以上です。

高松秀樹委員　おもしろい意見なんですけど、そういうやり方をすると、発言

者の杉本議員が反発する可能性も出てくると思うんですよ。例えば、今の話で議長の議事整理権で議長が5分で切りますって現実的にあるはずなんです。そういうときに杉本議員からすると「いや、ちょっと待ってくれ」ってなるので、あんまり重たい判断を任せるよりは議運の中で時間を決めとったほうがやりやすいかなと。もちろん常識的な判断をされると思うんですけど、それこそ発言者からすると発言の抑制につながるという思いが出てくるよりは、議運である程度決めとったら、議員はそれに従わざるを得ないというようになるんじゃないかなっていう気がします。

伊場勇委員 杉本議員に聞きたいんですが、自分で聞きたいことを聞く中でどれぐらいの時間が必要であると考えているのか、教えてください。

杉本保喜議員 回答の時間によるんですけども、私としては約20分ぐらいではないかなと考えております。

笹木慶之委員長 20分というのは、質問と回答を含めてですね。（「はい」と呼ぶ者あり）したがって、質問者のほうから余り長い質問はないと考えられます。ということで、高松委員からあった30分程度をめぐりとしてということで、緊急性というのは長々とやるものではないということも当然御承知の上だと思いますので、その後において状況があれば、議長が議事整理権でということだろうと思いますが、一応時間を決めておきましょうね。切りがいいところで30分ぐらいでいいですか。取りあえず、今回は。それをめぐりに、杉本委員からは20分ということがありましたので、もちろんそれより短くということになると思いますが、そういう形で対応をお願いしたいと思います。事務局よろしいですかね。

中村議会事務局議事係長 一般質問のときと同様に、今大型のストップウォッチを借りていますので、終わりの時間の前に同じようにベルでお知らせしたほうがよろしいのか、目安って言われたので、議長にお伝えすれば

いいのか、ちょっとそこだけ決めておいていただければ、事務局が対応しやすいです。

長谷川知司副委員長　これはまだルールづくりをしておらず、あくまでも目安ということですから、議長に30分というひとつの目安をお知らせするというのでいいと思うんです。それで30分以内ということですけど、質問がどう動くか分からんし、緊急ですから回答もどうなるか分かりません。ですから、あくまでも30分を目安ということで、あとは議長のほうの整理権ということで、きちっと切るっていうことは今回好ましくないんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員長　ほかに意見はございませんか。先ほど私が申し上げたのは、一応時間を決めておって、その中において議長の議事整理権でと。ほとんどやり取りが終わっているのに、更に質問するというようなことはないだろうと思いますけど、その辺できちっと切ってもらおうということで、議長の整理権で処理できるんじゃないかと思いますけどね。いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）今回、そのようにさせていただきます。したがって、時間ですけれども、ストップウォッチの予鈴等はしないで、状況を見て議長の判断で処理してもらおうようにしたいと思います。ほかにございませんか。

高松秀樹委員　本会議場で緊急質問をする当該議員が自席で概要の説明をするというところなんですけど、なかなかイメージできないところがあるんですが、あまりこの質問の要旨に踏み込んでいくこともできないだろうし、だからそこはここでとやかく言うつもりはありませんけど、しっかりそういう運びをするなら、そこでの本当の概要になると思うんで、その説明をしていただきたいということ。それをするということは今後、全員協議会が開かれますが、全員協議会ではこの緊急質問について何か手続を取るんですか。

笹木慶之委員長 全員協議会では手続を取りません。こちらのほうから日程変更ということで日程の組み入れといいますか、やるということで、いわゆる通告があったという申出をして、そして取扱いを行うと。だから杉本委員のほうから発言は特にはないですね。

高松秀樹委員 全協で、緊急質問の日程追加について今回の議運で協議した結果、追加を決定したというときに、例えばほかの議員から質問が出てくる可能性があると思うんですね。例えば、その後の本会議で自席から概要を説明しようということに対して質問が出たりという場合は、一切杉本議員には答えてもらわないというような形になるんですか。

笹木慶之委員長 そのこのところの説明は議運でしますか、事務局。その流れは説明しないでいいんじゃないですか。だから一応、議運とすれば議事日程案に緊急質問が提出されたので協議した結果、議事日程に掲載することとしたということで、会議規則第62条の規定によって緊急質問に同意するかを本会議に諮ることとしたしましたという部分だけしか言わないですね。今さっき言ったのは進め方の手続について確認したということであって、それを全協でそこまで言う必要はないんじゃないかなと思いますけどね。どうでしょうかね、言ったほうがいいですか。

中村議会事務局議事係長 今、議運の資料として通告書を出しています。なので、ホームページ上にも出ています。これに基づいて議運決定となったので、全協でもこの通告書をそのまま出そうと思っています。なので、事実上この質問の件名と要旨は、議員の皆さんと市民の皆さんにも分かる状態にはなっています。

笹木慶之委員長 ということで、あとはもう一定の決まりに従って、処していくということで。

高松秀樹委員 通告書を出すということで、そういう状態の中で本会議から本

会議の中で自席から概要の説明というのは、必要になってくるんですか。他市の例もそういう運びで行っていますか。

中村議会事務局議事係長 すみません、通告書を出しているかをまだ確認していません。ただ、概要の説明はされています。緊急質問通告者がされているところは見掛けています。ただ、いろいろな本を読みあさってこれまでの経緯は議運でもお話ししたとはいえ、矛盾してくるんですけど、通告書を出しているのに概要で説明でつてなると、通告書で質問の内容は表に出ているのに、議員に概要説明を求めるつてなると、今のうちの取決めがない中でやると、そこに矛盾が出てくるので、そこをどうするかは議運で決めていただいたほうがいいかと、取決めがないので。そのほうが高松委員の懸念が消えるのではないかなと思います。

笹木慶之委員 私が思ったのは、通告書が議員の手元にいつているんですよ。そうしますと、既にお手元に配付されております緊急質問通告に従って、緊急性を要するものについて質問させていただきたいと思いますというぐらいで、あとはこの内容に触れるわけにいかんじゃないですか、言うたとしても。その程度で。

長谷川知司副委員長 会議規則第62条には、議会の同意を得て質問することができますとあるんですね。議会の同意を得るために杉本議員から一言要らんじゃないかなと思いますが、それはもう要らんわけですか。

笹木慶之委員長 要るとするならばその部分。

長谷川知司副委員長 ここにありますように、件名だけ述べていただければそれで済むんじゃないかなと思いますけど。

中村議会事務局議事係長 さっき高松委員がおっしゃったところから少し飛んでいるような気がします。最初、全協のことをおっしゃっていたような

気がします。

河野朋子委員　だから、同意を得るのは本会議場で表明されて、こういうことをしたいけどというところで同意を得るんだけど、その前段階で通告書が出されているので、本来本会議場でいきなり緊急質問といえは今のこういった手続自体ないので議論にならないんですけど、こういうふうに事前に出されているので、全協で委員長が説明されて、この通告書を見た議員がちょっと聞きたいって言われたときにどうするんですかっていうことを高松委員は言われたんですよ。その取扱いでしょ、結局。全協で質疑が出たときに、委員長はさらっと言われても、もしかしたら、「いや、これどういうことなんですか」って本人に聞かれたときに、それを本会議場でやってくださいっていうのか、本人が説明する場を作るのかっていうところではないんですか。そこを一切報告だけに終わって質疑を受けませんとするのか、質疑があったときに本人が説明されるのか。そこだけ決めておけば、あとは本会議場のことですよ。

笹木慶之委員長　仮定論で話をしていますけど、そういった場合には議長が進行されますから、全協についても。言われたときに杉本議員がどこまで答えられるかということですが、細々と言うことはないと思います、書いてあるから。緊急性が必要と思われるこれこれについて、是非とも緊急質問させていただきたいと思いますということ以上はないわね。あとは中身の問題に入るわけやから。

長谷川知司副委員長　全員協議会で杉本議員に対して意見を聞くとか言う必要はないと思うんですね。

笹木慶之委員長　だから、あとは今言うようにまず聞いた上で可否を採るわけやからね、本会議でね。一応私とすれば、細々としたことは言いませんが、さっき言ったような手続を日程に入れたということだけしか言いません。あとは進め方の手続のことを確認しましたが、そういう意味合

いですから、全協ではそれでいいんじゃないかなと思います。そのように運ばせていただきます。この件については以上で、時間的なものもありますので、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、その他ですが、ありますか。

中村議会事務局議事係長 特にありません。

奥良秀委員 緊急質問ですが、再質問も何回やるかとかを決めておかないと、何回もやられてもちょっといろいろとあると思いますので、その辺はどうなんでしょうかね。

笹木慶之委員長 一般的なものの判断の中で緊急性を伴って質問するという項目で、ということの中で質問者も判断しながらやっていただきたいと思えますけどね。でないともあまり決め事をここでやってもじゃね。

高松秀樹委員 そういう意見があったのは一定のルールを今日、ある程度決めるっていうか、大まかなのは決める必要があると考えると、緊急質問は一般質問に非常に近い質問で、質疑何回というのは一般的な質疑のときなので、これ質問なので再質問は基本的に認めるということで行くべきだと思います。

笹木慶之委員長 それは当然のことですけどね、ただ、再質問の緊急質問の性格上、そういう立場に立った再質問をお願いしたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で終わります。

午前 9 時 1 8 分 散会

令和 2 年（2020 年） 9 月 1 日

議会運営委員長 笹木慶之